

株式会社確認サービス
評価等業務約款

(責務)

- 第 1 条 住宅性能評価及び長期使用構造等確認（以下これらを総称して「評価等」という。）の申請者（以下「甲」という。）及び株式会社確認サービス（以下「乙」という。）は、関係法令等を遵守し、この約款及び評価等業務規定（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。
- 2 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。
- 3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 4 甲は、乙の定める「評価料金」及び「長期使用構造等確認料金」に定められた額の料金（以下「評価料金等」という。）を、この契約が締結された日又は乙が指定する日（以下「契約日」という。）までに現金もしくは乙の指定する方法により納入しなければならない。なお、口座振込みに係る費用は甲の負担とする。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認)

- 第 2 条 設計住宅性能評価で、希望しない性能表示事項がある場合には、その旨を明らかにすること。
- 2 甲は、乙の求めに応じ、設計住宅性能評価及び長期使用構造確認（以下「設計評価等」という。）のために必要な情報を乙に提供しなければならない。
- 3 設計住宅性能評価書又は長期使用構造等確認書（以下「設計評価書等」という。）を交付し、または設計評価書等を交付できない旨を通知する期日は、次による。ただし、規程第 3 条に規定する休日は含まない。以下本条において同じ。
- (1) 一戸建ての住宅 契約日から 20 日以内
- (2) 共同住宅等 契約日から 30 日以内
- 4 甲の非協力、第三者の妨害、天災その他乙の責に帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、甲と乙との協議の上、期日を変更することができる。
- 5 設計評価書等の交付前に申請内容が大きく変更された場合においては、設計評価等の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならない。
- 6 甲は、設計評価書等が交付されるまでに、乙に取下げ届出書を提出することにより当該契約を解除することができる。
- 7 甲は、乙が行うべき設計評価等の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであること、その他乙に帰すべき事由により当該契約を解除したときは既に支払った評価料金等の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その損害賠償請求額の上限は支払った評価料金等の 10 倍までとする。
- 8 乙は、甲の必要な協力が得られないこと、評価料金等が支払期日までに支払われないこと、その他の甲に帰すべき事由が生じた場合においては、甲に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができる。
- 9 前項の規程により契約を解除した場合においては、乙は一定額の評価料金等の支払を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができる。
- 10 乙が負う責任に関する事項のうち、次の各号に掲げるものは該当しない。
- (1) この契約が、設計評価等の対象となる住宅が建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)その他の法令に適合することについて保証すること。
- (2) この契約が、設計評価等の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証すること。
- (3) 設計評価等の申請書、同添付図書の記載に虚偽その他の事由により、適切な設計評価等を行うことができなかった場合の設計評価等の結果についての責任を負うこと。

(建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認)

- 第 3 条 建設住宅性能評価で、希望しない性能表示事項がある場合には、その旨を明らかにすること。
- 2 甲は、乙の求めに応じ、建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認（以下「建設評価等」という。）のために必要な情報を乙に提供しなければならない。
- 3 甲は、乙の評価員が建設評価等の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入ることに協力すること。
- 4 建設住宅性能評価書又は長期使用構造等確認書（以下「建設評価書等」という。）を交付し、又は建設評価書等を交付できない

旨を通知する期日は、新築住宅においては評価対象住宅の各段階の検査で評価書の内容に適合し、または適合しない事を確認し、完成時の検査が終了した後 10 日以内、既存住宅においては検査が終了した後 15 日以内とする。

- 5 甲の非協力、第三者の妨害、天災その他乙の責に帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、甲と乙との協議の上、期日を変更することができる。
- 6 甲は申請に係る住宅が建築基準法第 7 条第 1 項の規定による検査を要しない住宅又は同法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号の規定による認定を受けた住宅以外の住宅である場合にあっては同法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項に規定する検査済証を乙に提出しないときは、建設評価書等の交付を求めることはできない。ただし、既存住宅においてはこの限りではない。
- 7 甲が建設評価書等の交付前に建設工事の変更を行なう場合、速やかに乙に通知すると共に、変更部分の建設評価等申請関係図書を乙に提出しなければならない。また、乙が変更を大規模なものであり変更設計住宅性能評価等申請が必要であると認めた場合、甲は対象となる住宅の変更設計住宅性能評価申請等を乙にしなければならない。ただし、既存住宅においてはこの限りではない。
- 8 甲は、建設評価書等が交付されるまでに、乙に取下げ届出書を提出することにより当該契約を解除することができる。
- 9 甲は、乙が行うべき評価の業務が、業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであること、その他乙に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金等の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その損害賠償請求額の上限は支払った評価料金等の 10 倍までとする。
- 10 乙は、甲の必要な協力が得られないこと、評価料金等が支払期日までに支払われないこと、その他の甲に帰すべき事由が生じた場合においては、甲に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができる。
- 11 前項の規定により契約を解除した場合においては、乙は一定額の評価料金等の支払を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができる。
- 12 乙が負う責任に関する事項のうち、次の各号に掲げるものは該当しない。
 - (1) この契約が、建設評価等の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合することについて保証すること。
 - (2) この契約が、建設評価等の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証すること。
 - (3) 建設評価等申請書、同添付図書の記載に虚偽その他の事由により、適切な建設評価等を行うことができなかった場合の建設評価等の結果についての責任を負うこと。

(電子申請)

第 4 条 甲が、規程に従い、乙の準備する電子情報処理組織により評価等の申請した場合、乙は、設計評価書等及び建設評価書等を当該電子情報処理組織の使用により発行するものとする。この場合において、発行した設計評価書等及び建設評価書等の電磁的記録を乙がアップロードしたことをもって、設計評価書等及び建設評価書等の受領とみなす。

(図書の利用)

第 5 条 甲は、建築基準法第 6 条の 2 の規定に基づく確認、同法 18 条第 4 項の規定に基づく計画通知、同法第 7 条の 2 の規定に基づく完了検査及び同法第 18 条第 23 項に基づく完了検査及び仮使用認定を乙へ申請する場合、乙が指定確認検査機関業務において、設計評価書等及び建設評価書等の写し及びこれらの判定を受けた図書を利用することにあらかじめ建築主が同意したものとする。

(評価業務の契約)

第 6 条 乙は、評価等の申請を引き受けた場合には、甲に評価等業務引受承諾書を交付する。この場合評価等業務引受承諾書をもって、甲と乙は契約を締結したものとみなす。

(別途協議)

第 7 条 この約款に定めのない事項及びこの約款の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。